# 技術提案実施公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり公募型プロポーザル方式により技術提案を募集します。

令和7年1月14日

令和7年度全国高等学校総合体育大会 岡山県実行委員会 会長 中村 正芳

# 1 技術提案に付する事項

(1) 業務名

インターハイ開催PRイベント業務委託事業

(2)業務内容

上記事業の実施に係る業務仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 委託金額の上限額

4,950,000円(うち消費税及び地方消費税の額450,000円)

# 2 スケジュール

項目	日程
技術提案実施公告の公表・配布	令和7年1月14日(火)~1月21日(火)
技術提案参加表明書兼誓約書の受付	令和7年1月14日(火)~1月21日(火)
技術提案参加資格要件の審査及び通知	令和7年1月23日(木)※不適合者のみ
仕様等についての質問の受付	令和7年1月14日(火)~1月21日(火)
技術提案書の受付期限	令和7年1月28日(火)
技術提案説明会 (プレゼンテーション)	令和7年1月31日(金)
審査結果の通知・公表	令和7年2月初旬
業務委託契約の締結	令和7年2月初旬

# 3 技術提案に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

ただし、共同企業体により参加する場合は、要件 $(1) \sim (4)$  は構成する者のうちいずれかの者が満たし、 $(5) \sim (10)$  は構成する全ての者が満たしていること。

- (1)岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿(以下「入札参加資格者名簿」という。) に登載されている者であること。
- (2)入札参加資格者名簿における業務種目の大分類が「5企画・製作(情報・通信サービスを除く)」で小分類が「6イベント企画・運営」であり格付区分がAであること

- (3)過去3年以内において、国又は地方公共団体等の公的機関から、別添仕様書に定める業務と 同種のものを受託し、全て誠実に履行した実績を有していること。
- (4) 入札参加資格者名簿に登載された所在地が岡山県内であること。
- (5) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (6) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領(平成19年岡山県告示第332号)に 基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (8) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領(昭和63年2月1日施行)に基づく指名除外の 措置を受けている者でないこと。
- (9) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (10) 岡山県税を現に滞納している者でないこと。

## 4 本事業に関する事務の担当課

**〒**700−8570

岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県教育庁保健体育課内

令和7年度全国高等学校体育大会岡山県実行委員会事務局

電 話 番 号 086-226-7599 (直通) ファックス番号 086-226-3684

メールアドレス sotai2025@pref.okayama.jp

## 5 技術提案参加の手続等

(1) 参加表明書兼誓約書、仕様書等の配布の期間及び場所

ア 配布期間 令和7年1月14日(火)から令和7年1月21日(火)の午後5時まで

イ 配布場所 岡山県ホームページからダウンロードすること。

(https://www.pref.okayama.jp/site/321/953121.html)

なお、窓口での配布、郵送等は行わない。

- (2)「技術提案参加表明書兼誓約書(様式第1号)」の提出期限、場所及び方法等
  - ア 提出期限 令和7年1月21日(火)午後5時(必着)
  - イ 提出場所 上記4の場所に同じ
  - ウ 提出方法 持参又は郵送等(書留郵便その他これに準ずる方法による提出に限る。)
  - 工 提出書類 ①技術提案参加表明書兼誓約書(様式第1号) 1部
    - ②会社概要(様式第2号) 7部
    - ③過去3年以内の業務実績(代表的なもの及び上記2(3)が分かるもの) (様式第3号) **7部**
    - ④岡山県税の全税目について滞納がないこと(又は課税がないこと)を証する書類 **1部**

|※証明書については、岡山県の各県民局(備前、備中、美作)の税務部に | お問い合わせください。

- ⑤共同企業体を結成する場合は協定書等の写し(様式任意) <u>1部</u> ※共同企業体の場合、②~④は構成企業ごとに1部提出すること。
- (3) 技術提案参加資格要件の審査及び通知等

## ア 審査結果の通知

技術提案参加表明書兼誓約書を提出した者について、上記3の事項について審査した結果、不適合と認められる者に対してのみ、令和7年1月23日(木)までにその旨を書面に

より通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

イ 技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

上記技術提案参加資格要件不適合の通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、上記4のあて先に、メールにより、その理由の説明を求める書類 (任意様式)を提出することができる。なお、送信後は速やかに送信した旨を電話連絡すること。

# 6 仕様等についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

ア 受付期限 令和7年1月21日(火)午後5時(必着)

イ 方 法 「質問・回答書(様式第4号)」をメールにより提出すること。メール送信 後は、速やかにその旨を電話連絡すること。口頭または電話による質問は受け付けない。

ウ あ て 先 上記4の場所に同じ

(2) 質問の回答

随時、上記5 (1) イのホームページに回答を掲載する。ただし、本技術提案に直接関係のないもの、その他回答すること若しくは前記の回答方法が不適当と認められる質問に対しては、回答を行わないか、又は回答方法を変更する場合がある。

(3) その他

技術提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。

#### 7 技術提案書の受付等

- (1)技術提案書等の提出
  - ア 提出期限 令和7年1月28日(火)午後5時(必着)
  - イ 提出場所 上記4の場所に同じ
  - ウ 提出方法 持参又は郵送等(書留郵便その他これに準ずる方法による提出に限る。)
  - エ 提出書類 ① 技術提案書 <u>7部</u>
    - ② 経費見積書 1部
- (2) 提出書類の作成要領
  - ア 技術提案書に盛り込む内容
  - ①業務遂行のための方針について
    - ・仕様書に記載の業務目的や課題、大会基本方針を達成するため、提案者が重視する考え 方・コンセプトを記載すること
  - ②業務遂行のための体制について
    - ・主任担当者及び総括責任者とその業務分担を記載すること。また、当該従事者における 類似業務の実績も合わせて記載すること。
    - ・共同企業体の場合は各構成員の業務分担を記載すること。
    - ・発注者との連絡体制、定期的な打合せの実施方針を記載すること。
  - ③業務内容について
    - ・イベント実施の内容と実施体制について提案すること。また、実施において発注者側が行 う準備や業務がある場合は明記しておくこと。
    - ・その他自社媒体を含む効果的と認められる独自の取組を、その効果とともに具体的に記載 すること。
  - ④業務スケジュールについて

- ・各提案項目について必要な作業工程やスケジュールについて記載すること。
- ⑤個人情報の取扱方法
  - ・個人情報を扱う業務がある場合はその管理方法等を記載すること。
- イ 経費見積書
  - ・様式は任意だが、提案項目ごとの明細をできる限り明らかにすること。
  - ・消費税及び地方消費税を10%として計上し、見積書に記載すること。
- ウ 記載留意事項
  - ・文字は読みやすい大きさになるよう留意すること。
  - ・用紙は原則としてA4サイズ(縦)とし、片面カラー印刷とする。A3サイズを使用する場合にはA4サイズに折りこんで綴ること。
  - ・技術提案書はA4サイズで30ページ以内(表紙を含む。)とすること。A3サイズを使用する場合は、2ページとカウントする。

## 8 技術提案説明会

技術提案書を提出した者は、下記の技術提案説明会でその内容を説明すること。

(1) 日時等

ア 日 時 令和7年1月31日(金) ※時間は別途連絡する。

イ 場 所 岡山県庁内会議室

※詳細な場所は別途連絡する。

(2) 説明について

ア 出席者は4名以内とする。

- イ 上記7により提出した資料を用いて30分以内で説明を行ったのち、10分程度の質疑時間を設ける。なお追加説明資料等の持ち込みは認めない。また、プロジェクター、スクリーンの使用は認めない。
- ウ 共同企業体による提案の場合は、グループを1社とみなし、出席者は4名以内とする。また、出席者には代表構成員の担当者を含むこと。

## 9 技術提案書等の審査

(1)審査方法

実行委員会事務局内に設置する審査会において、技術提案書等の内容を別に定める審査基準により審査し、契約候補者を選定する。

(2) 審査結果の通知方法

審査後、採否にかかわらず速やかに書面により通知する。また、上記5(1)イのホームページにおいて公表する。

#### 10 審香基準

項目ごとに次のとおり配点する。(計50点)

- (1)業務遂行に関する事項(10点)
  - ア 業務遂行に必要な実施体制及び実施計画(5点)
  - イ 同種同規模の業務経験(5点)
- (2) 技術提案に関する事項(30点)
  - ア 本業務の目的や課題、大会基本方針に対する理解度(5点)
  - イ 業務提案内容の効果(15点)
  - ウ 独自提案内容の効果(10点)
- (3) 価格に関する事項(10点)
  - ア 見積価格の妥当性(5点)

# イ 業務に対する費用対効果(5点)

# 11 契約

契約形態は委託契約とし、採択件数は1件とする。なお、契約候補者と委託契約の協議が整い次 第、実行委員会との間で契約を締結する。ただし、条件に合致しない場合等、特殊な事情がある場 合には委託契約を締結しないことがある。

### 12 その他

- (1) 提案にかかる経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提案者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。
- (3) 提案者に対して、提出書類等の内容について説明を求めることがある。
- (4)審査の公正を図るため、提案者に対して、提出書類若しくは添付資料の記載事項又は参加資格を有することを証明する資料等の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類について虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (6) 採否にかかわらず、提出書類等は返却しない。
- (7) 提出書類等は、情報公開の請求により開示することがある。
- (8) デザインは、他からのコピー並びに転用は行わないこと。
- (9) 審査経過については公表しない。
- (10) 契約候補者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。